

小値賀町議会第三回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中村	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十一年九月十六日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 議案第四三号 平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第四四号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第四五号 平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）
- 第五 議案第四六号 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第六 議案第四七号 平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）
- 第七 議案第四八号 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第八 議案第四九号 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議案第五〇号 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）
- 第十 議案第五一号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・小辻隆治郎議員、五番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）について説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動による人件費の補正、普通交付税の交付額の確定による補正、中国・九州北部豪雨災害による農業及び農業用施設災害復旧事業費の追加計上が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億一千六百四十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億二千百万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人を三百三十七万円減額し、町民税の総額を五千七百七十一万七千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税を八百十二万八千円増額し、固定資産税の総額を七千五十七万五千円としております。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税を七万一千円増額し、軽自動車税の総額を六百八十九万二千円としております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金を二百二万八千円増額し、地方特例交付金の総額を三百二万八千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税を九千四百二十二万三千円増額し、地方交付税の総額を十五億九千四百二十二万三千円としております。これは、普通交付税でございます。前年度より一千四百五十万三千円、〇・九％の減額でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金を三十二万円増額し、分担金の総額を七十二万八千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、七目・教育使用料を二万四千円増額し、使用料の総額を二千七百二十万九千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を八万円増額し、国庫負担金の総額を三千八百五十七万円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金百五十万円増額、同じく二目・衛生費国庫補助金八十万五千円増額、同じく四目・土木費国庫補助金五十二万九千円減額、同じく六目・教育費国庫補助金を四万八千円増額し、国庫補助金の総額を二億四千七百万七千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、二目・民生費県補助金九十二万三千円増額、同じく四目・農林水産業費県補助金二百十六万九千円増額、同じく五目・商工費県補助金二百五十二万一千円増額、同じく八目・教育費県補助金三十一万三千円増額、同じく九目・災害復旧費県補助金九百三十五万円の増額は、中国・九州北部豪雨災害による農地及び農業用施設の災害復旧事業補助金でございます。県補助金の総額を一億四千二百万八千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を二十六万八千円増額し、委託金の総額を二千四百四十七万二千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金二千四百万円繰り戻し、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金四百二十万円繰り戻し、同じく十四目・役場庁舎整備基金繰入金を百万円繰り戻し、基金繰入金の総額を六千九百三十万六千円としております。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金三百二十七万四千円増額、同じく三目・介護保険事業特別会計繰入金六百八十一万七千円増額、同じく四目・国民健康保険診療所特別会計繰入金一千万円増額、同じく五目・後期高齢者医療特別会計繰入金を十万円増額し、特別会計繰入金の総額を二千九万三千円としており

ます。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を六百五十三万七千円増額し、雑入の総額を一億五千二百五十二万九千円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を五十一万一千円増額し、議会費の総額を五千五百二十三万四千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費・一目・一般管理費百三十五万七千円増額、同じく三目・財政管理費十二万九千円増額、同じく五目・財産管理費七千五百六十一万円の増額は、百年計画学校建設基金へ積立てるものでございます。同じく七目・交通安全対策費六千円増額、同じく八目・空港費を四十一万円減額し、総務管理費の総額を四億九千八百二十八万九千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費を一万九千円増額し、徴税費の総額を三千三百九十二万円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費十二万五千円増額、同じく二目・住民基本台帳ネットワーク費を十六万円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を一千四百六十七万七千円としております。同じく五項・統計調査費、二目・国土調査費を八百五十七万一千円減額し、統計調査費の総額を二百一十七万七千円としております。同じく六項・監査委員費、一目・監査委員費を三万四千円増額し、監査委員費の総額を百三十三万六千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費三百七十六万一千円減額、同じく四目・身体障害者福祉費を六万八千円増額し、社会福祉費の総額を二億七千八百九十九万三千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費九十二万八千円増額、同じく三目・児童福祉施設費十八万円増額、同じく四目・子育て応援特別手当支給事業費を百五十万円増額し、児童福祉費の総額を四千四百五十三万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費三百三十五万六千円減額、同じく三目・環境衛生費十六万五千円増額、同じく四目・健康増進費を九十九万七千円増額し、保健衛生費の総額を一億一千二百七十万円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費二十九万五千円増額、同じく二目・し尿処理費を四十五万四千円増額し、清掃費の総額を八千五百八十六千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費は財源調整、同じく二目・農業総務費四百七十万三千円増額、同じく三目・農業振興費十四万円増額、同じく四目・畜産業費一千三万七千円の増額は、小値賀町有めす牛貸付事業基金積

立金一千万円が主なものでございます。同じく五目・農地費を九百五十万円増額し、農業費の総額を二億一千五百三万八千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を三十五万四千円増額し、林業費の総額を二千九十万二千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費二十万二千円増額、同じく二目・水産業振興費三十七万五千円増額、同じく五目・漁港建設費を八万円増額し、水産業費の総額を一億三千四百六十万八千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費百四十二万五千円増額、同じく三目・観光費を四百九十三万五千円増額し、商工費の総額を二億八千八百七十三万七千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費百四十五万九千円減額、同じく二目・景観計画費を六十三万円増額し、土木管理費の総額を九千六百三十八万三千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費四百三万円増額、同じく二目・住宅建設費を二百三万二千元減額し、住宅費の総額を四千八百九万四千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を三十四万七千円増額し、教育総務費の総額を三千三百六十九万円としております。同じく二目・小値賀小学校費、三目・学校建設費を十五万円増額し、小値賀小学校費の総額を四千三百四十九万五千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を二千元増額し、小値賀中学校費の総額を一千四百八十八万五千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を一万九千円増額し、幼稚園費の総額を二千五百三十八万二千元としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費七十万一千円増額、同じく三目・総合センター費四十七万九千円増額、同じく五目・文化財保護調査費六十二万七千円増額、同じく六目・図書館費を四万円増額し、社会教育費の総額を七千九百九十三万一千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費一千二百九十九万五千円の増額は、中国・九州北部豪雨災害により被災した農地七箇所・農業用施設六箇所の災害復旧事業に要する費用でございます。農林水産施設災害復旧費の総額を一千三百万円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を二百万円増額し、特別会計繰出金の総額を一千九百万円としております。

以上、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算(第三号)について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町

税

松永議員

九番（松永勇治） 一項・町民税、一目・個人、一節・現年課税分ですが、所得割が三百六十三万七千円減額の理由と、それから、二項の、一目・固定資産税、現年課税分、土地・償却資産の増額の事由をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

町民税の個人の分の所得割の減額につきましては、給与所得者、公務員の方の転出による減額十二名分でございます。

それから、固定資産税の土地の増加につきましては、昨年、二十年度に国土調査が終わりまして、その国土調査の面積を、二十一年で反映するというところで、当初予想したよりも二百七十万ほど面積が多くなって増えたということでございます。

それから、償却資産の増加につきましては、設備投資の増加ということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）

第八款・地方特例交付金

松永議員

九番（松永勇治）

特例交付金は、二十年度決算額が百三十六万五千円、今回、二百二万八千円を増額すると、三百二万八千円でございますけれども、この大幅な増額の理由ですけれども、これは聞くところによると、基準財政収入額に係る交付率をかけてというような答弁が前あったと思いますが、交付率が下回ったのかどうか、基準財政収入額が少なくなったのか。

議長（横山弘藏）

財政課長

財政課長（西村久之）

お答えします。

以前はそのような計算をしておりましたけれども、今回の、この地方特例交付金と言いますのは、児童手当に係る負担分、それと減収補填ですね、減税措置をしておりましたが、その分で三百二万八千円ということになっております。

児童手当特別交付金の決定の分が九十九万三千円、それから特別減税の補填の分が二百三万五千円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今後これより増えることはありませんけれども、そういうふうな配分がされるのかどうか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

地方特例交付金につきましては、昨年からですけれども、こういうふうな算定方法になっておりまして、今年度はもうこれで「決定通知」がきておりますので、これより増えることはないと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

浦 議員

五番（浦 英明） 一目的ですね、民生費のところの、子育て応援特別手当交付金ですかね、これについては昨日、町長が説明してありましたけども、その中では、第一子から対象にすると、そして該当者が約三十四名だというふうに聞きました。んですけども、これに三万六千円をかけますと百二十二万四千円で、二十七万六千円が余分にあまる計算になりますけども、私の聞き間違いかどうか分かりませんが、そこをもう一度説明していただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この子育て応援特別手当支給事業につきましては、事務費も百パーセント国費で見られるものですから、その差額は、

事務費に相当いたします。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 解りました。

それで、この事業は、二十年度及び今年二十一年度の二年限りということですかね？確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） おっしゃるとおり、二十年度の補正予算と二十一年度の補正予算限りのものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項の四目・農林水産業費県補助金、農林漁業体験民宿施設整備事業費補助金二百万円でございますけれども、これは新規計上でございますが、歳出で出てくるかと思えますけれども、内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、県の方が六月の補正で決定した事業でありまして、平成二十一年度、本年度のみの事業になっております。

この事業の内容につきましては、現在、長崎県で『滞在型グリーン・ツーリズム事業』というのを推進しております。基本的には民泊の推進なんですけども、そういう事業の中でですね、これ以上に民泊に取り組む人を推進しようというようなことで、民泊の衛生施設、そういったものについての施設整備の補助金を出そうということになっております。

基本的には、かかった事業費の三分の一を県が助成するというような補助金の内容です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） そうすると、民泊をしているところの衛生施設ということでございますので、これは個人に入るっちゃうことですね？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、民泊の推進団体と言いますか、そういうようなことでNPO法人がそういう指定を受けておりますので、NPO法人でそういう登録をされるというような、民泊をするというような個人の家に補助金を流すというような形になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 昨日、町長が説明したそうですけども、『小値賀っ子』の内容について、もう一回、よろしく願います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

これは、国費を、県が基金に積みまして、それを充当していろいろな事業をしようということ、主に保育所の施設整備等も含めたところの、ハードからソフトまでございます。

その中の、ソフト事業の一環で、『地域子育て創生事業』というメニューがございまして、小値賀町においては保育所を活用して、保育所に上がる前の乳幼児を対象とした、保護者と乳幼児の健全な保育と言うか、子育ての支援をしておりますので、その事業に充当するというようにしております。細かい事業の内容につきましては、講師を呼んだ講演会とか、おもちや博物館みたいなものがありますので、そういったところから、おもちやと講師を呼んでやったりとか、紙芝居とか人形劇とか、そういったことも含めまして子どもの育成事業と、ソフト事業というものを行うということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 先ほどの松永議員さんの関連質問ですが、この農林漁業体験民宿施設整備事業費補助金ですか、これは歳出の方にも出てきておりますが、先ほどの課長の答弁の中で、IT協会ですか、そこに補助をするんだという、そこからそういう民泊をされておられる個人に、県が三分の一、町が三分の一、それで個人負担が三分の一だろうと思います。

そういう中で、まあ歳出の方でも質問をいたしますが、これは県の方も補助すること、法的には何ら問題なかったでしょうか？個人に補助する上においての法的な問題はないですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、県の方がそういうような事業ということですね、推進をしております、県の方とも調整いたしましたが、そういうような形で補助することについてはですね、今のところ、問題がないというようにすることで回答を受けておりますので、町としてもそういうような形で推進をしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 再度確認ですが、要するに、IT協会という、そういうNPO法人ですか、利益団体でない団体に補助するということで「OK」ということじゃないんですか？

IT協会に補助するわけでしょ？違うとですかね？そこら辺の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、民泊を推進する組織というのが町にありまして、その組織団体というのがアイランド・ツーリズム協会の中にですね、民泊を推進するというような役割があります。

で、そういう中に、一応民泊をやりたいという登録をさせていただいてですね、その結果、認定していただいたところについて、そういうトイレとか洗面所、浴室、或いは台所、そういったものをですね、この機会に整備したいというような所がありましたら、県が三分の一、町が三分の一、個人負担が三分の一というような形でですね、補助を行うというようなことでありまして、基本的にはIT協会の方に補助金を流すというようなことじゃなくてですね、個人の方に流すというような形をとる予定にしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

二番（加山雅徳） ちよつと納得がいかんもんですから、もう一回質問いたします。

加山議員

今の答弁だとですね、要は個人の民泊をされとる今の世帯と、これからする個人の世帯にも補助するということでしょうか、そうなった場合ですね、町民がですね、どういう捉え方するのかなあっていうのが、ちよつと懸念されるところがあるわけですね。というのは、そこら辺のところまで考えておられるのかですね、例えば、いや、俺も民泊をやるよとかですね、だから補助してくれるとか、そういう何か線引き等々はされてるのか、やっぱり行政としてですね、公平公正っていう観点

から考えれば、ちよつと矛盾するのかなあつていう気がいたします。

そこら辺の説明をもう一回お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に、この予算が通りましたら、アイランド・ツーリズム協会ともですね、連携をいたしまして、そういう町民に対しても呼びかけを行いたいというふうに思っておりますし、ただ、議員さんが心配されるようにですね、この補助制度で整備をして、例えば一回か二回、民泊を受け入れて後はしないというような、そういうようなケースがひよつとしたら考えられないこともないというふうに思いますので、そういう部分ではですね、十分にアイランド・ツーリズム協会と連携をしながら、そういう『確約書』的なものをですね、取りつつ、本当に民泊を本格的に取り組みたいというような、そういう方を対象にですね、この補助事業は使いたいというふうには考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今、課長の説明でいくと、そういう範囲がちよつと、今からやろうというような家も対象になるということですけども、ここは歳出じゃないですのぢよつと変な問い方ですが…。

県からの三分の一ちゆうのは、事業費が決まって、その三分の一なのか、定額で二百万が限度で補助が出ているのか、実際にやる額がまだ決まらないのに、国の額が三分の一だというのは、どうもそこら辺がですね、今からやる事業で、どのくらいの家が民泊の衛生施設を改善するというようなことをとつてですね、それから県の補助なら解るんですけど、今言うのと、今からやるんだというようなことですので、その辺をひとつお尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

県の方ではですね、補助対象の限度額を二百五十万というふうに定めておりまして、基本的に、下水道に接続する管の部分に関しては補助対象外にはなるんですが、トイレを整備する場合には一応目安としてですね、三十万、浴室を整備する場合には八十万、洗面所の場合は四十万、台所の場合は百万というような、そういうような基準を設けておりまして、町としてもそういうのを使っていきたいというふうに考えております。

こういう中ですね、我々もIT協会と協議をした結果、本格的に民泊をして、大々的に整備するというケースもですね、そう多くはないだろうというような話を受けておりますので、現在の試算としましては、トイレとか、あと洗面所、そういったものを整備してもですね、百二十万程度で五件ぐらいが限度じゃないかなあというようなことで、今回予算組みをさせていただいております。その分を今回、予算計上をさせていただいているところですよ。

議長（横山弘藏） 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・総務費

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 十一頁の財産管理費、積立金ですけども、今度、校舎建設ということがあるので積立金に回したと思

います。今、合計はどのくらいになりますか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今度の補正を含めますと、年度末で一億四千四百万程度になると思います。

加山議員

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

二番（加山雅徳） 二項、一目ですね、税務総務費の中の十三節・委託料ですね、ちよつと横文字読みきらんですが、この横文字の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これは、横文字で書いてすみません。『エルタックス』と言うんですけれども…。

これをなぜ今度、委託料を補正したかと申しますと、『公的年金の支払報告書』の提出がですね、電算化で受け取るようになったことと、確定申告書のデータがエルタックスを通じて送信されるようになるということと、平成二十二年度中にその通信試験を実施するという事なので、今年度中に整備をしてもらえないかということと、国の方から言われておりました。現在すでもう千三百二十一団体、全国でこれを導入しておりますので、うちもそれに併せて導入をしたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） ただいまの関連質問ですけども、私も横文字は解りませんが、こういうふうに書いておりますけど、「L G W A N」、こういう回線を使えば、この「e L T A X」って言うんですかね、こういうのは別に使わなくてもいいんではないだろうかというふうなことも言われておるわけなんですけども、これを是非とも使わなければいけない理由は、先ほど述べたみたいですけども、そこについてもう一度確認の意味でお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） このエルタックスにつきましては、浦議員さんがおっしゃったのは少し回線が違まして、直接、国の方から各市町村にデータが行くシステムなんです。

それで、もう一個のやつは、このエルタックスとは違うと言いますか、ほとんど似てるところもありますけども、それでは受け取れないデータがこのエルタックスで来るということでございます。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） そういうふうなことなら解りますけども、さっき私が言いました「L G W A N」ですかね、これと何ら変わらないんじゃないかなるかというふうなことを私聞いたもんですから、ある雑誌で見ましたら、そういうふう書いておりました。

だから、こういった必要のないものをどうして自治体を受けるのか、ちよつと疑問視するところもあるというふうなこと

を言われておりましたので、確認の意味で今聞いておるわけなんですけど…。

間違いないのならその回答でいいですけども、もう一度確認の意味でお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 先ほどの答弁で間違いございません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

立石議員

八番（立石隆教） 十四頁ですけども、先ほど、歳入のところで説明がありました。小値賀っ子の育成事業というのが、ここで児童福祉総務費として出てきております。

この中で、十八節の備品購入費、およびよ広場備品等が五十七万七千円ですが、これの購入予定、どういうものを購入しようと考えているのかということと、それから臨時雇賃金というのがありますが、これは子育てのグループの方々に応援するということが前提としてあるのかなあとは思ってたんですが、この「雇う」という場合は、どういうものを想定しているのかということをお伺いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

備品購入費につきましては、元々、およびよ広場の開催において、なかなか備品を買えなかったということがございますので、今回の事業は百パーセント国の補助事業ということもありません。また備品も通常認められない備品も認められるということがありましたので、この機会を利用していろいろと買える物は買おうかということと申請を出して認められた物でございまして、一番多いのはおもちゃ関係で、約二十七万程度、布ブロック・抱き人形・ぬいぐるみ・木の玩具・フェルトボール、そういったものでございます。その他にも今、靴箱が無いものですから、靴箱も併せて一個、保育所の園児とは別のものを準備すると、通常、保育が行われている時間帯に重なって行われるものですから、別の入口から入ってもらってやってくる関係上、シューズボックスも必要だということと上げております。

あと、賃金関係ですけれども、講演会等を行ったときの託児の保育士を臨時的に雇ったり、子育て広場の『ぴよぴよ』自

体も実際ボランティアにやっていたらいいんですけども、何がしかの賃金が出せれば、この機会にそういったものも活用したいと…。あと、事業をするときにはどうしても人手が要るものですから、そういった応援のサポーターの賃金も、時間七百円ぐらいの二時間程度とか、そういったことで、あと回数に応じて予算取りをしております。

議長（横山弘藏） 立石 隆 教

八番（立石隆教） これについては継続されるんでしょうか？一時的なんでしょうか？

そういうことも考えると、いわゆる賃金をここで出すっていうことになる、継続が出来ない、一時的なものである、その後どうするかっていう問題も考えなきゃいけないので、伺っておきます。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

その問題は、実際に賃金を組むときに考えたんですけれども、やっぱりサポーターとか、ボランティアの方たちにもその辺は十分説明しております。

それと、今後もこの事業はずうつと続けていく必要があるかと思いますが、その規模等は予算的にはあまりかからない形で工夫してやっていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

土 川 議 員

三番（土川重佳） 立石議員さんにちよつと関連質問ですけれども…。

小値賀町はね、今、このびよびよ広場の開催ですけども、国際結婚等がありまして、やっぱり特にこの事業はですね、住む生活習慣が違うことで、今ちよつと子どもが生まれております。そういうところで、やっぱりこの事業は、特に私は続けてやってほしいと思えます。

そして今、何名ぐれの人数がおられるのか、もし把握しておられれば、お願いいたします。

議長（横山弘藏） 住 民 課 長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この事業は、行政が応援はしてるんですけども、幼稚園や保育所みたいに強制というものではなくて、自由参加を原則としておりますので、来たくないときは来ないと、来たいときは来るといような格好で続けられております。

約、十組から二十組の間ぐらゐの参加かと思ひます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

加山議員

二番（加山雅徳） 二項、一目・塵芥処理費の中ですね、十三節・委託料ですね、資源廃棄物運搬処理委託料の内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

資源廃棄物と申しますのは、ここではペットボトル・ダンボール古紙、それからくず鉄等でございますが、上五島の業者さんに頼んで処分をしていただいていたんですが、従来、有価物ということで、下取りに出すことでフェリーの運賃等、十分賄っていたというものが、非常に下取り価格が景気の低迷で悪くなっておりまして売れないと、そういう状況であつて、フェリーの航送料の不足分を実費として出してもらえないかということがありましたので、委託料として計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 健康増進費のところでございますけれども、歳入のところでも質疑が出ておりますけれども、疾病予防対策事業、これは所謂『未病』対策と言いますか、今、国が力を入れようとしているところでありますが、これが歳入で八十万五千円出ておりました。この中身が、おそらく使うのは、事業費に書かれている三十六万七千円と、委託料のところ、婦人がんというところ、この二つを合わせた分に充当してゐるんだなというふうには思ひます。

それで、印刷製本についてどのような印刷、予防対策のパンフレット等を作るといふふうに思ひますのかということ、それから婦人がんが従来の積算分と、それから疾病予防対策事業といふことで分けてますが、これはどういふ分け方をしてゐるのかということをお伺ひします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

ここで明記して分けたのはですね、百パーセントの国の特別事業といふふうには判るようには、十三節・委託料の四十三万九

千円と、十一節・需用費の三十六万七千円合計したものが、ほぼその特定財源に当たるといえるように分けただけでございます。

先ほど言いました、需用費の印刷製本費でございますが、これは対象者にクーポン券を配って、そのクーポン券を持って病院に行っていたかどうかという形をとるといって、まずその仕組みがございましたので、クーポン券とそれから検診手帳、それと封筒ですけども、一番経費がかかるのは『検診手帳』でして、一冊二千二百四十円程度かかるものが百五十冊程度で、それがもう印刷製本費のほとんどでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） この検診手帳、クーポン券の対象者はどういう方々になりますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 対象者につきましては、行政報告でも述べましたけれども、子宮がんは二十歳から四十歳まで、五歳刻みの年齢到達の方、乳がんにつきましては、四十歳から六十歳の、五歳刻みの年齢到達者になります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

宮崎議員

一番（宮崎良保） お尋ねをいたします。

農地費ですね、需用費、修繕料及びその下の、工事請負費九百万、芋田地区耕作放棄地解消緊急整備事業等の概要説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、需用費の修繕料五十万ですけども、先ほど、農地災害が出てるといふことで、この議会の中でも話がありましたけれども、その中で、補助事業として上げれない部分、規模の小さい災害も何箇所か起きております。その中で、農業用施設及び岳ノ内調整池、岳ノ内調整池というのは、番岳のところにある調整池ですね、そこが約二十万円、疑木等の補修をしたいというふうに考えております。それと、農道二箇所三十万、合わせて五十万の修繕を考えております。

それから、芋田地区耕作放棄地解消緊急整備事業ですけれども、まず、この制度の説明をしたいと思えます。

この事業は、正式には「耕作放棄地解消緊急整備事業」と言いまして、耕作放棄地及び耕作放棄地の恐れがある農地において、市町等が行う簡易な基盤整備等に対して助成し、耕作放棄地の解消及び発生の防止を図るというふうになっております。それと、この事業が今年度に入ってから説明がありまして、また今年度一年限りの事業ということで、補正で組んでおります。

芋田地区の内容ですけれども、場所は中学校の西側、松並木を隔てた西側に圃場整備で区画整理をした芋田地区というところがあります。その用排水路、今、U字溝での用水をしているわけなんですけれども、それが老朽化しまして所々水漏れもしているということで、管路、パイプによる用水に替えたいというふうに考えております。

それと、補助額の内訳なんですけれども、解消型は国が五五％、県が三〇％、あと一五％を町が出すと、農家負担はゼロです。これは、整備した農地を新規就農者又は認定農業者等へ五年以上貸し付けるという条件が付くために受益者負担は取らないという事業です。それと、発生防止型ですけれども、これは、国が五五％、県が二一％、町が二一％、受益者負担を三％考えております。

なお、収入においては、国・県の分が土地改良連合会を通じて入ってくるものですから、雑入という形で組んでおります。以上です。

議長（横山弘藏） 宮崎議員

一番（宮崎良保） 次にですね、水産業振興費の中で、ながさきブランド魚直接取引推進事業費補助金というのが三十七万五千円組まれておりますけども、この内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、長崎県の方が事業を行っておりますので、ながさきブランド魚ということで、小値賀の『値賀咲』が指定されております。その値賀咲ですね、取引きを今以上に推進しようというような事業が県の方で計画されております。その協議を漁協と行った結果、漁協の方も取り組みたいというようなことでありましたので、この事業に町としても支援をしたいというふうに思っております。

この事業の内容としましては、県内外へのですね、販路拡大を推進したり、いろんな形でのPRをしたり、或いはブランド魚としての品質を保持するための対策をするというようなことで、基本的には漁協が事業主体というふうになりますけども、全体の事業費が約二百万、そのうち県が二分の一、漁協の場合は佐世保市と小値賀町が負担するようになりますけども、市町の負担が四分の一、漁協の負担が四分の一というようになりなす。その市町の四分の一の負担のうちの、四分の三を小値賀が、四分の一を佐世保がというようなことで負担割合が決まっておりますので、そういうような計算の元で三十七万五千円というのをですね、今回、予算計上させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 二項・林業費、林業振興費です。この負担金、補助及び交付金、第三十三回全国育樹祭旅費補助金、対象人員をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

全国育樹祭というのが、十月四日に雲仙市の方であります。

まず、職員の旅費ですけども、四名を考慮しております。それと、十九節・旅費補助ということで、七名の旅費を考慮しております。農林の方では合計十一名分の旅費を予定しております。

以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 先ほどの宮崎議員の関連質問ですけども、ながさきブランド魚直接取引ですか、これは販路は直接、例えば漁協が仲買人を通さずに売るということですね？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

将来的にはですね、そういうようなことを検討して推進しております、その準備段階の事業ということで今回は位置づけをしております。具体的な内容といたしましては、現在、値賀咲にですね、シール等を尻尾に巻いているんですけども、そういうシールがですね、『小値賀漁協』というふうなところに今のところなっておりますので、そういうのを『宇久・小値賀漁協』

ということと統一したりとか、あとポスターを作ったり、或いは県外で開催されるフェアとか、県内で開催されるフェアで、『イサキブランド』という名前を広めたりとか、それから荷捌場で氷詰め等々を行っておりますが、そういった部分の衛生の充実をやっていくというようなことで、第二段階としてはそういうような直接、例えば仲買を通さずにですね、業者と取引をするというようなことも将来的には考えておりまして、そういうことの土台作りというような事業で今年度はやるというようなことです。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） そうすると、今、小値賀の漁協は恐らく県漁連を通じて販売していると思えますけど、県の立場としては、今後は、そういうものを介さずに直接販売するというような方向性で行くというようなことで理解していいんでしょうか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

将来的にですね、そういう直接取引きというふうな中にはですね、当然県漁連も入ってきてきてですね、一緒に取り組もうとというような形を考えておりますので、まったく県漁連が中に入らないということではなくてですね、それ以降についてを、中間の取引業者をですね、少しでも省いて経費がかからないような、そういうような仕組み作りを進めていくというような計画であります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻 議員

四番（小辻隆治郎） ということは、一応県漁連は入れるということですね？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） そのとおりでございます。漁協と県漁連が一緒になって最終的にはですね、そういう直接取引を推進するというふうなことになると思います。そのために、町とか県もですね、側面から支援するというようなことを、今年度取り組みたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 四目の畜産業費ですね、これの二十八節に繰出金が一千万ありますけども、これは前、家畜導入事業に

対してですね、五カ年間補助をしていたということ、これは農協の方から直接出していたと思うんですけども、この一千万繰り出した理由については、何か頭数が増えたとか、或いはその五カ年が延びたのか、そういったところの説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

六月の議会の際、この基金条例の改正等を行いました。その際、四千万を五千四百万にしたいということで、基金の条例を変えたわけですけども、四百万円の方はですね、これまでの基金の利子等で補っております。あと一千万が不足しておりますので、その一千万を今回、基金の方に積み立てて五千四百万円にしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

松 永 議 員

九番（松永勇治） 商工費の三目・観光費、十八頁の負担金、補助及び交付金でございます。

先ほどの説明を聞きますとですね、三分の一が県補助金だということと、町が三分の一、個人が三分の一ということになりますとですね、二百万ですから大体限度が六百万までは補助対象事業になるということになりですね。

そうした場合に、今現在補助金が四百万ですので問題ありませんけど、これが六百万を超した場合が補助対象外で、一般財源の継ぎ足しで対応せねばならないということになります。まあなつてはおりませんので、なつた場合のことを話してやるわけですが、そうした場合、先ほど加山議員が言われたようになりますね、補助対象の分については三分の一、三分の一、三分の一でいいんですけども、これを補助対象以上になった場合ですね、住民から見るとですね、あくまでもこれは個人で商売つちゅうか、幾らかの利益を得ながら町の活性化のためにやっとなるわけですけどもね、それはいいことですが、この個人ですね、下水道とかそういうふうなところをやるのにですね、台所とか…。

そうした場合に、対象外で、もしこれが増えた場合ですね、何らかのやっぱり住民からの不平は出てくるんじゃないかなあという考えがいたしますが、その点についてお伺いをいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたが一軒当たり百二十万というような形でですね、想定をしておりますけれども、今の状況をアイルランド・ツーリズム協会と検討している中では、例えば、県が考えております二百五十万の限度額いっぱいを使うという方もなかなか少ないだろうと、或いは基本的にはトイレとか洗面所を整備する、そういった人の方が多いんじゃないかというような話も聞いております。

そういう中で、今回の補正予算としては、全体事業としては六百万というような形で計上させてもらっておりますけれども、そういう中で万が一ですね、この六百万の限度額を超えたというようなときにはですね、そしてこれ以上に民泊をやりたいという方が多くなったということであればですね、そのときにもう一回また再検討させていただきたいというふうには考えております。

ただし、この事業につきましては、先ほど言いましたように、今年度中の事業でありますので、そういう部分ではなかなかですね、六百万を超えていただければ町としても、町全体の活性化につながりますので、そういう部分ではこの補助金の意味があるのかなあとというふうには思いますが、限度を超えた場合については再度、議会の方とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私が心配するのはですね、結局、隣近辺から見た場合ですね、民泊するのはあくまでもですね、やっぱり利益を得るためにやっておるわけですよ、実際はですね…。

そうした場合にですね、ボランティアなら解ります、ボランティアならですね…。ですけど、そういうふうな特定なところだけですね、補助金を出してですよ、下水道、台所、さつきも申し上げましたけど、やった場合ですね、この点については制度ですからあれですけども、あくまでも個人ということがですね、非常に気にかかるわけです。

そしてこれがですね、先ほど、「今年一年の事業だ。」ということでございますので、これが継続して毎年やられることであればですね、「今年には補助の限度額を超しとるので来年していただだけませんか。」と。そしてまた、本人が「いや、私はやりますよ。」と個人するのはいいんです。ですからその点を私は心配しますが、その点についてももう一度…。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的に民泊事業を行うとですね、その手数料が体験料というようなことで発生しますので、収益にはなるというふうには考えますけども、例えば我々が考える以上にですね、そういう直接的な利益を生むような事業というよりも、我々としてはですね、ボランティア的な、そういう活動というふうに捉えております。

従いまして、基本的にこれが単なる商売じゃなくてですね、小値賀のそういう農家とか漁家の特色を生かして体験をしてもらう、それに対する何がしかのですね、謝礼みたいな形での、謝礼を受け取るというような事業が民泊事業でありますので、そういう中で大変苦勞をされて民泊をやられている方もおりますので、そういう中でせっかく県も補助事業を付けてくれましたので、町としてもやはり民泊を増やすためにはこういう事業をですね、積極的に使いたいというふうに考えております。

それで、議員さんもお承知のとおり、就学旅行等々がですね、小値賀の方に入って来ておりました、そのために現在、保健所の許可登録を受けているところが三十一軒ございます。で、「いろんな形でいろんなお手伝いをしてほしいよ。」というようにところが十九軒ほどありまして、計五十軒ぐらい今そういう受け入れが可能なお手伝いがあるんですけども、修学旅行の多いところがですね、二百六十人の団体が来るとか、そういうのも今後計画されておりますので、町の受け皿としては、これをもう少しやっぱり増やしていかないとですね、そういう大型の就学旅行には対応できないというふうに思っておりますので、基本的にはそういう民泊という組織に入った個人への助成ということにはなりませんけども、そういう町全体からの公益性と言うか、そういう部分を考えたときにはこういった事業もですね、やっぱり必要ではないかなというふうに考えております。

ただ、こういう事業が今年度だけです、我々としても、長崎県が継続していただければ一番いいというふうには思いますが、何度も言いますようにせっかくの機会ですので、そういった部分の補助金を十分に活用したいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今、課長が説明された、ほんとに小値賀の活性化のためにですね、ボランティアとして、そう儲けも無いのに民泊をやっていたらだと、これはもう非常に十分私も解ります。

ですけどですね、世間から見た場合ですね、やっぱり誰もかれも下水道をやりたいたいけれども、お金がなくて、子どもがよそこにおるけれども、子どもも一生懸命都会で生活しとるというようなことで、そしてまた高齢化もしとるということで、下水道のあれも進まないわけですけども、そういうな中ですね、やっぱりそういうふうな世間の方がですね、そういうふうな今課長が言われたような考えでとつてもらえればいいんですけども、その点についてのちよつと心配があったもんですからお尋ねしたわけです。

議長（横山弘藏） 答弁要りますかね？

九番（松永勇治） 要りません。いや、お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） この件につきましては、アイランド・ツーリズム協会ともですね、連携しまして町民にも広くPRしながらですね、新たな新規登録と言いますか、そういうようなところで開拓したいというふうに思いますので、そういう部分で町民の方にもある程度理解をしていただいたり、誤解のないような形ですね、PRをしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 今のに関連質問しますけども、県知事もですね、県政報告の中で、「グリーンツーリズムは、大いにやります。」ということは報告しております。そして、そのスタッフも何人も、恐らく四人ぐらいいたと思いますけども、特別のそういうスタッフを用意しております。

そういうことで、長崎県も非常に『グリーンツーリズム』、つまり民泊を推進するというような立場にあります。ですからですね、この制度の目的というのは、恐らく民泊を増やすための、グリーンツーリズムを推進するための、制度と私は理解しておりますけども、課長はどのようにお考えですか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

小辻議員さんがおっしゃるように、県の方としましてもですね、このグリーンツーリズム事業については積極的に推進しております。

実はですね、ちよつと資料が古いんですけども、一昨年状況の中では、この民泊というのがですね、非常に推進されているのが長野県です。その次に青森県、北海道、その次に長崎県というような順位になっております。長崎県としてもですね、こういう民泊等々によつてかなり観光客、修学旅行が誘致できるといったような実績がありますので、そういう中で積極的に進めたいというような考えがあります。

従いまして、そのために県としても側面から支援をしたいというような、そういう方針を、緊急経済対策の一環としてですね、制度を設けて各市とか町にですね、そういう推進を求めているところです。

この事業につきましては、長崎県内でもですね、平戸、松浦、鹿町、南島原、新上五島、対馬、そういったところが手をつけておりまして、小値賀町につきましてもこういうところと一緒に並んでですね、積極的にこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただいまの件の議論を聞いてですね、少し確認をしておきたいと思ってるんですけども…。

まず、民泊というのを個人でやろうとした場合、『旅館業法』という法律があります。まず出来ないということが大前提としてあると思います。そこで、この民泊を簡易に出来るようにするために、県の方とすれば、特別な措置をしているというふうには私は理解をしております。その中で、大事なことは、誰でも民泊を受けられるというようになっていなくて、各地区にその組織を作れということが、県の方の考え方であると思います。すなわち、その地域の組織に入らなければ、民泊としては認められない、したくても旅館業法を取らなければ個人では出来ないというふうになっているんだと私は理解しておりますが、それは正しいかどうかというのが一点。

それから、先ほど、松永議員さんもおっしゃってましたけれども、所謂、他の町民との整合性というのはどうなのかという点であります。もし、そういうことがきっかけで自分も民泊をしたいというふうになるのであれば、これは私は、プラスの方向でいくんではないかということ、むしろそういうところに關心をもってもらえれば、町民の皆さんにプラスの方に働くのかなあというふうに思っておりますが、それとでもですね、先ほど、特別の計らいで民泊が出来るように長崎県は措置をしているということの条件があると思います。その条件は結構面倒くさいものがあります。例えば、消防の方からですね、検査が入るということ、それから手洗い等、いくつか設置しなさいというような制限があること、食事は出してはい

けませんと、一緒に調理する以外には駄目ですとか、いろんな細かいことがですね、制限としてある、だから簡単に「はい。やりませう。」というふうには行かない、だから、小値賀町でも増やしたくてもなかなか増えないという現状があるということとを聞いておりますが、そのことは間違いありませんか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、この民泊ということは、旅館業法の簡易縮小というような許可をもらわなければなりません。そのためには、町内に民泊を推進する、そういうような組織に入らなければですね、そういうような届けを出すこともできませんので、そういうような部分でなかなか難しいと言うか、そういうような部分もござります。

そういうようなところでですね、基本的には、例えば消防法に関わる簡易縮小ですので、消防法に決められたいろんな対策を採らなければいけないとか、保健所のいろんな簡易縮小につきましては、便所の数とかですね、いろんな部分の規定がありますし、先ほど言われましたように、食事については『食品衛生法』の規定がありまして、基本的には出したらいけないというような、そういういろんな制限があるんですけれども、こういう民泊を推進する組織に入って、いろんな研修を受けて、いろんな部分でそういう知識を持った人について民泊という部分のですね、許可をするということ、消防法の規定についてもある程度緩和されておりますし、旅館業法によるトイレの設置とかですね、手洗場、そういうものについても従来の家庭の間取りをそのまま利用してもかまいませんよという、そういうような規制緩和がっております。

それから食事についても、利用者と一緒に食事を作る、で、食べるというようにですね、食品衛生法についても緩和するということ、そういういろんな部分があります、なかなかやりたいと言ってもですね、いろんなことがあるものですから、二の足を踏むというようなことも、そういうような方も多いのが現状です。

そういうのをですね、踏まえて我々としても、せっかく県のこういう補助事業があるものから、そういう中では施設の部分に関してはですね、ある程度、県と町が一緒になれば、サポート出来るんじゃないかなあというようなことがありますので、今回、そういうことで予算を計上してもらっている状況です。

基本的には、そういうような部分でPRしてですね、たくさんの方がこの機会に民泊を取り組みたいというふうな申し出をしていただければ、町としまして、町全体としてもですね、非常にプラスになるんじゃないかなあというふうには考え

ております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 今の民泊についての関連質問ですが、歳入でも話したとおりですね、これは、さつき松永議員さんの心配する点と私はまったく一緒です。で、立石議員さんの言われた、今の考え方とはまったく違います。

と言うのはですね、この事業をやった場合、先ほど来からいろいろ質問が出ておりますが、要するに、泊めて料金をいただきよるわけですね、四千幾ら……。で、その中で、当然、民泊をされよる方は家庭にそれなりの余裕があるか、若しくは「好きな人」って言うのですか、人のお世話をするのがですね……。そういう方もおられるわけですよ。で、そこら辺はちよつと伏せとつてつていう話ではいかんと思います。

要するに私が言いたいのは、ある程度の経済的な余裕がある方に、仮にこれを一世帯当たり百二十万が限度と、四十万補助するとかつていう話になるわけですから、そこら辺が先ほど来、松永議員さんが言われるとおりですね、住民感情つちゆうとが出てくるわけですよ。だから、そこら辺をですね、ピシッと線引きせんと、住民がですね、「何でか！」つていう話に、まして単年度つていうことになれば、出てきます、絶対に……。

だから、そこら辺をですね、歳入の面でも「いいんですか？」つていう質問を私したわけですよ。そこら辺の答弁をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 時	五 十二 分	—
—	再 開	午 前	十 一 時	四 分	—

産業振興課長

議長（横山弘藏） 再開します。
産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この民泊事業につきましてはですね、やはり初期投資という部分で、下水道の整備とか、そういったものにお金がかかって、なかなか二の足を踏んでと、そういうったようなことも聞いておりますので、そういうのを解消するためにも県が進めている事業であります。

従いまして、いろんな町民の方ですね、不公平が無いように、出来るだけ広報的なシステムですね、アイランド・ツ

ーリズム協会と連携しながら、この事業を進めたいというふうに考えておりますので、そういう加山議員さんが心配されるようなことですね、極力発生しないような形でこの事業については進めたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） この問題はもう十分内容は解りました。

ただ、先ほど来からいろいろ話あつてる中でですね、結局、下水道っていう話が、トイレの接続っていう話が出ましたが、接続については出さないということですが、要するに、町からですね、無利子で借り入れて作った方ですね、で、下水道の基本っていうのは、あくまでも「下水道が供用開始してから三年以内に接続しなさい。」っていう、下水道法の中にも書かれてるわけですね。

だから、結局、そういうのがいろんなところが絡まってきてですね、住民感情とすればですね、「なんや。」っていう話になりやあせんかなあと思うわけですよ。ただ、その一点だけです。私心配してるのはですね…。

だから、そこをね、ある程度の説明をしかんと、立石議員さんとか、今、小辻議員さんとか、いろいろ言われていますが、そういう話では通らんと私思うんですよ。ですね…。何か大義名分みたいな、こうこうだから、あーだからっていうね、「ハウスとまったく一緒やないか。」っていう問題とは私は別と思います。

そこら辺のところの答弁を、もう一回お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

基本的にはですね、この事業につきましては、下水道に接続する、そういうのを推進するためとかがつというようなことではなくてですね、民泊をすることで増やすというように第一の目的でありますので、やはりそういう部分ではですね、この事業を使えばいくらかでも民泊が増えるんじゃないかというふうに考えております。

そういう下水道接続等々に関する住民的な感情はまったく無いとは申しませんが、そういう部分ではなくてですね、この制度の趣旨というのは、あくまでも民泊を増やすというように、そういうようなことを目的としてですね、進めさせていたきたいというふうに思います。

そのためには、先ほど来から言っておりますように、十分町民にもPRしながらですね、事業を進めさせていただきたい

というふうを考えております。

議長（横山弘藏） 第七款・土木費

立石議員

八番（立石隆教） 備品購入費のデジタルカメラが出ておりますが、多分、この十八万というのは一眼レフだと思いますが、一眼レフは総務課にもございます。それは借りてやってたらやれるんじゃないかと、まあ頻度が、どれぐらい使う頻度を考えているのかなあと、あまり時々しか使わないのであれば、総務課の使用させてもらったなら、それでいいんじゃないかと、わざわざ買う必要があるのかと…。

で、もう一つは、一眼レフまで必要なかと、もっと安いのもいいのではないかとということをお伺いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

大体今の時期に備品購入を上げるのは非常に問題だと思っっているんですけども、実際、今使ってますデジタルカメラの方が故障で、もう修理が効かないということと、一応総務課の方にもあるということとは知っていたんですけども、今から先ですね、事業をする上で漁港とかで望遠が必要などころが出てきますし、それと海水にかかっても大丈夫のように防水機能が付いているということが必要ですし、いろんなことで今から事業の内容の情報交換をする上で、写真というのは結構重要になってきております

そういう中で、そしてまた、今から『景観計画』を立てて、景観の眺望の阻害要因とか、そういうことですね、写真によっていろんな判断をする場合が出てくると思います。そういう中で、出来れば望遠の一眼レフの、そういう頻度が増えてくると思いますので、総務課の方も総務課の方で使うということですので、出来ればここで購入していただければというふうにして上げさせていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 土木費の一項、二目ですね、十一節・需用費、印刷製本費六十三万円は、景観計画については十分住民の理解と協力がなくてはなりませんけれども、これの印刷製本費ですね、印刷部数と配布先をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） この景観計画費の印刷製本費なんですけれども、景観計画の素案を今作っている作業中ですから

も、この素案が出来て、そして議会の方とも、それとか町民の方との公聴会を開いた段階で、そういうのを経て『景観計画案』というふうになります。そしてその案を、議会に上程して初めて景観計画というのが、「案」が消えるということになるんですけども、その景観計画の案が消えた段階で印刷をかけるつもりでおります。

部数としては一応三百部を予定しているんですけども、配布先としましては、本来ならば全町民に一冊ずつ配りたいところなんですけれども、財政的にも無理と思いますので、まず、この景観計画が施行されれば、『景観審議会』というのを置くようになっていきます。その景観審議会の委員さんと、それからここにおられる議員の皆様と、それと役場の庁内の各課と、それと各地区の会長さんにお配りして、会長さんが代われれば、それはずうっと引き継いで行ってもらうような形でやろうと思っております。それと、あと、建設業者さんですね、それとか大工・左官組合の人たち、そういうところまで一応配ろうかなあというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 三項の住宅費で、十五節・工事請負費、これの二百万の減額はですね、当初予算で二百万計上して、自動火災報知器を百三十六個ですか、買う予定で、そしてそのときに「ちよつと値段が高いんじゃないかなあ。」と言った覚えがありますんで、この二百万の減額の内容をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、当初予算に工事請負費として二百万、自動火災報知器ということで、町営住宅に付ける分とということまで上げておったんですけれども、高いか安いかわ、私もそのときちよつと判らないんですけれども、補助事業の地域住宅交付金の方で、最初の歳入の中で五十何万か落としてましたけれども、補助事業でやろうというふうに思っておりますけれども、これがちよつと私どもの手違いで補助が付かなくなりましたね。

そういう中で、次の需用費の中に四百万つて上がってるんですけども、この中に百万、今度自動火災報知器の機械だけを購入してですね、直営で、自分たちで百何箇所付けて回ろうということ、今回、二百万落として百万の需用費で機械の購入をして、設置して回ろうということ、変更をしております。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之）　　ということ、設置する戸数は百三十六戸でそのままですね。

そうなると、まず二百万の中の減額でちよつと百万つてなると、その半額で設置するということですか？

議長（横山弘藏）　建設課長

建設課長（升水裕司）　火災報知器の個数としましては、煙探知機を百三十機、熱感知器を四十八機、百七十八個付けるようにしております。

それで、百万を原材料として買うようにしてしますので、その中で人件費はもう町の職員がそのまま付けて回るということで、当初はですね、やっぱり火災報知器を取り付けるのに結構技術が要るんじゃないかというふうな気持ちでいたんですけども、設置箇所は規定されてますけれども、付けて回るだけの単純作業ですので、自分たちでやれるんじゃないかということ、今回こういうふうになっております。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	十七分	—
—	再開	午前	十一時	二十六分	—

議長（横山弘藏）　再開します。

第九款・教育費

岩坪議員

六番（岩坪義光）　七項の社会教育費の、一目・社会教育総務費、十九節の負担金、補助及び交付金。この斑在地区の公民館宅内下水道工事補助金。これは補正一号でも上がっておったと思えますけども、今度また補正で上がった内容説明と、三目の総合センター費、これの需用費、修繕料の内容説明。六目の図書館費、これは微々たるもんですけども、使用料、セキュリティシステム借上料。これが四万円上がっておりますが、これの説明をお願いします。

議長（横山弘藏）　教育次長

教育次長（尾崎孝三）　ご説明いたします。

斑の公民館の下水道工事につきましては、補正一号で三十六万計上しております。その工事を進める中で、新たに工事を

する増築分がありましたので、その大工賃、それと材料費の分でございます。その六割で十八万一千円が不足しますので、計上しております。

そして総合センターの修理ですけど、高圧キュービクルの中の安全ブレーカーが壊れております。その分の修理費でございます。

そして図書館のセキュリティの借上げなんですけど、これは当初予算で計上しておりました二十八万八千円。ところが、実際運用をするということで始めたときに、どうしても防犯カメラの死角が発生したということと、個人で持つ警報装置を一機追加しております。その分で、月当たり二万四千元が二万七千三百円ということで、三千三百円増額しております。その分の利用料を計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの質疑と関連をしますが、在の公民館のことで、補正一号でやってたけれども、不足分があったと、なぜそのときにこの全額が出てこなかったのか、なぜ今になってこの不足分が生じてるのか、そこら辺伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 斑在の公民館の改修につきましては、一応当初の見積もりが概略で上がってきてます。そしていざ、工事を始める中で、どうしても改造しなければいけないというふうなことが生じました。

それで、その分を補正するというところで、地区の方から要望がありましたので補正したわけです。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） ただいまの説明につきまして補充したいと思います。

当初ですね、確かに「トイレは一つでいい。」というふうに言われたもんですから、「それでいいんですけど、いいですよ。」ということでしたが、高齢者の方がですね、男子と女子と一緒にトイレっていうのは、なかなかだということで、大分老人会の方からいろいろと反発がありまして、一応私の方に「どうしようもないから補正をさせてくれ。」ということで電話がありました。

そういう中で、一つのトイレを一緒にやなくて、男子と女子とということでした場合に、屋根からですね、増築をしなければいけない状況になったということで、こういうことであればですね、やむ無しということ、今回補正させていただ

たわけでございます。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） こういう問題は、非常に実は重要な問題でありまして、事業を行うことについては計画を立てて、それで予算を計上して、そこで議会で認められて、やっとそれで事業ができるということでありまして。

それが、取り合えず概算で出しといて、足りない分は後から補正をすればいいんだということであれば、議会とすりやあ全体像を掴めないまま、一番最初の予算をですね、承認をするということになっていくんですね。そういうやり方ではないことなんです。

ですから、十分に当初に、そういう議論はした上で、予算に計上してくるといのが筋であります。こういうことがその次もですね、起こってきたらこれはまずいことです。これはあくまでも、緊急的かつやむを得ないことなんだということでも、多分今回も承認することになると思いますが、本来これはいけないことだということの認識を是非持っていたきたい。

もうそれ以上は聞きませんけれども、そういうことはちゃんと認識しておられますか？「いやあ、途中でこうなったんだから大丈夫です。付けたしゃあいんだから…」というようなことでやっているのかどうか、それを再度聞いておきます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 予算計上につきましては、事業主体が所在地区ということで、「こういうふうな工事をしたい。」という計画が上がってきました。それに対する見積もりが上がってきましたので、これで十分だろうという判断の下に計上したわけです。

でも、実際、こういうふうな不足の計上ということに、予算のですね、補助金を付けたわけなんですけど、私とすれば、この事業はこうやって計画が上がって精査して、また計上するというふうな形で今後進めていきたいと考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・災害復旧費

土川 議員

三番（土川重佳） 災害復旧費、一目の農業用施設災害復旧費でございますけど、工事費の一千二百万が計上されております。

す。今回の災害に当たりまして、提案理由で十二・十三箇所という説明も聞いております。

この災害に対しては、国の査定ということで、見積もりがあるかどうかと思われますけれども、そして査定にかからなかった場所とか、ちよつと災害のあり方ですね、大・中・小という、「小さかったらもう自分でしなさい。」とか、そういう今までの流れかなあと私は思っております。

私になぜこれを聞くのかと言うと、国の査定とかにかからなかった場合は、やっぱり自分の所は自分でやるつちゅうような方針かなあと私は思っております。

しかし、皆さんも少しご承知のとおり、高齢化等も進み、なかなか出来ないわけですね。まして小値賀町は景観条例ですね、やはりそういうのも今後策定していくわけですから、景観がパツと見た場合に損なわれると私は思うんですよ。そういうときの対応の仕方をどのように考えておられるのか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） 答えいたします。

今回、梅雨前線豪雨災害によつて、先ほど申されましたように、農地の七箇所と施設の六箇所を上げておりますけれども、その『査定設計書』というのを今作っているんですけども、十月の十五日に国からの災害の査定があります。それは農林水産の方と財務の方と二人来て査定をするわけですけども、一応災害に上げられる基準というのがあります。「一箇所、約四十万以上じゃなければ災害には該当しません。」ということ、上げられません。

その四十万の規定に入らないものとか、災害査定に通らなかつたものとかというのは、基本的にはまずは農地については、田んぼとか畑とかの、法面とか畦とかが崩れるわけなんですけれども、個人的には個人所有ですので、個人で復旧をしてもらうような形になります。

ただ、施設災害で、水路とかですね、ため池とか、そういう所で大勢の人が使うような場合は、それは査定で落ちてても、何とか皆さんが使えるように町の方で対応はしなければいけないと思うんですけども、まず個人で復旧するというのが基本です。それで、高齢化によつて景観上もよろしくないということ、ごぎいますけれども、景観で目立つような大きな災害っていうのは、この災害の四十万以上にほとんどなりません。もうちよこつと崩れた所では、景観に関しては、影響はあまりないのかなあというふうに思っておりますけれども…。

議長（横山弘藏） 土川 議員

三番（土川重佳） 個人の所有地とか、田んぼの法面とか、やはり出来ない、今言う四十万以下の場合はやっぱり自分たちの所は自分たちでやろうと、せねいかんちゅうことですかいね、それは解りますけども…。

しかし、「出来ない。」という人もおるわけですかいね、「そんなまましちよつちよか。」つち、「草ん生えれば見えんじやろつち。」言う人もおつとですよ。そういう場合ですかいね、今から小値賀町の景観条例を策定していくわけで、人間で言えば歯抜けんごつ、ちよつとおかしかなあつち、見とつてもさあ、やつぱりそういうときの場合ば私はちよつと懸念して今この質問をしているわけなんですよね…。

やつぱり皆さんが見て、出来ないこととかの対応つちゅうとを、今後どのように考えますかつちゅうことを、私はちよつとお聞きしたいつちゅうことですね。いくらその災害にかからんでも、放置している所なんかですたいね、やつぱり見た目にこれはどうもよろしくないようねくつちいう所を、どのように今後対応していくのかなあつちゅう、その方針、考え方をちよつとお聞きしたいと思います。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	四十分	—
—	再開	午前	十一時	四十一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

建設課長

建設課長（升水裕司） ただいまのご質問ですけれども、建設課の方の仕事といたしましては、農林行政の中の、農業用施設災害が起きたときに、災害査定に上げれるものについては、うちの方の管轄で設計書を作ったり、後の処理をしていくんですけれども、そういう中で、災害の採択基準っていう『四十万円以上』については、うちの方で処理をいたしますけれども、後残りの方の、災害に上げれない分ですね、小規模なものについては、後は農林行政の方で対処すると思っております。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

先ほど、修繕のところ、私が「施設災害の小規模の部分を出しました。」というふうの説明しましたけれども、それは

公共性のある農道とか、ため池の説明でした。

個人ですね、畑とか田んぼの災害はですね、もう基本的には個人です。個人の財産でありますから…。

ですので、災害で取れる分は、こちらの方でどうにか上げますけれども、災害で取れない分は、もうあくまでも個人にしてもらいたいと思いますし、そこら辺をですね、町の方がすればですね、取り止めが付かなくなるという点がありますので、個人で管理をしてもらいたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 十七頁の、三日の観光費です。委託料、地元食材新展開事業。これは担い手の加工場じやろうと思えますけども、この事業は期間が決まっておると思いますけども、それ以後は、食材を開発すつとに後の考えはどういうふうな考えをもっておるのかちよつと伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、じげもん推進班でやっている事業とはちよつと違いますね、同じ『ふるさと雇用再生特別基金』の事業を使うんですけども、古民家再生事業の中で、地産地消レストランというようなことを、準備を進めております。

その中で、小値賀の食材を使った新たな料理の開発とか、或いは地元にある、その食材による特産品、そういったものの開発、そういったものがですね、出来ないかというようなことで、県の方に申請を上げておりましたら、今回、十分の十という事業がですね、採択されましたので、そういう事業内容で今回は事業を進めさせていただきたいというふうに思っています、予算を計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 岩坪議員

六番（岩坪義光） もう一度、今のに質問します。

今、「古民家のレストランの食材開発」と課長が言いましたけども、この食材の開発つちゆうとは婦人会がやるのですか？それとも、そのレストランのコックがやるんですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

古民家レストランが開業した暁にはですね、新しい株式会社『小値賀観光まちづくり公社』というのが立ち上がっておりますね、そちらの方で一応レストランの経営をするというような計画予定になっております。そこで雇用されたシェフがそうですね、そういった新しい料理を開発したりとか、新しい物産を開発したりということが計画されておりますので、そういうような案を県の方に提案したら、採択されたということでございますので、そちらの方に町としては委託をしたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

二番（加山雅徳） 先ほどの件でくだいようですが、もう一回質問します。

加山議員

これは町長に答弁をお願いしたかったですが、民泊の施設整備事業ですね、先ほどの民泊の件ですね…で、二点だけ、もう端的に質問します。

まず、下水道事業についての、そういう補助をどうするのかということ、もう一点、先ほども質問しましたが、ある一定のですね、収入のある方についての、町長としての見解をですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

その二点、お願いします。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 下水道につきましては、査定の折でもですね、一応町の方も補助金を出しているということの中で、民泊等をやる場合でもですね、一万ぐらいずつはやはり町の方の補助金を活用すべきじゃないかと、これが平等だとは私は考えております。

ただ、手洗いとか風呂場の分については、これは大いに出していいんじゃないかというふうに、やはりはっきりしないとですね、松永議員さん、それから加山議員さんからも指摘のとおりですね、そういう声もあるということ、私たちも大体

薄々は感じておりましたので、そういう方向でやるということ、松永議員さんが言いました「オーバーするんじゃないか。」ということではですね、そういうことはないんじゃないかと、その中でやるとしか返事ができませんので、そういうことで考えたいと思っております。

ただ、七百万以上という方は、何人もおるわけじゃございませんが、そういう人たちはもう大体自分のことは自分でやるということですので、町の方の分をですね、利用してもらえればというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 今の答弁ですけども、加山議員さんの質問に対してですが…。

結局、自分たちの払う三分の一の分について、今の下水道のあれを借つてもらえればつちゆうことですか？

下水道に対しては、県が三分の一、そして本人が三分の一、町が三分の一つちゆうことになつとるわけでしょ？補助対象がですよ、対象費が…。

そうした場合、その三分の一に当たる個人の分を、今私たちが借つとります、あくいうふうな月一万円返済して、運用したださいつちゆうことですか？

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 私がさっきから言っているのは、利子補給のことをですね、言ってるわけでございますので、その利子補給の方を活用してもらえればと…。

そして、あとの手洗いとか風呂なんかはですね、県の補助金を活用してもらえれば、不公平が生じないんじゃないかということを言っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 結局、この民泊をやる方はですよ、三分の一の工事費のあれを出せば、手洗いなんかも含めて出せばいいわけですから、その手洗いとか衛生設備とか、これの全部の三分の一、本人が出せばいいと、この工事について…。

それじゃあないんですか？この県補助は、対象はそれも入つとるわけでしょうが…、それで計算するわけでしょ？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 五十二分 —

— 再開 午前 十一時 五十六分 —

議長（横山弘藏） 再開します。

松永議員

九番（松永勇治） 今、町長の言われたことはですね、下水道については、今、一般の人が借っている制度を利用して、あの洗面所とかいう他のことについては、「この補助の対象にしますよ。」つちゆうことでしょ？そういうことでしょ？

そがん言えばよかとばって、「利子補給」とか何とか言うもんじゃから、ちよつと解らなかつたんです。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） いや、利子補給というのは、下水道をした場合の利子補給をもらつてもらつた方が、「それを優先すべきじゃないですか。」ということ、さつきから言つてるわけですので…。

それで、手洗いとか浴槽とかそれから居間とか、そういう場合にはですね、全部が全部該当という人もいないとは思いますが、そういうことで、その分はまた県補助金等がありますので、それを利用した方がいいんじゃないですかということ、言つたつもりです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 町民税のですね、歳入の分ですね、これでお尋ねしますけども…。

滞納繰越分ですね、個人分と固定資産税の分ですね、二十七万九千円と二百六十五万二千円というふうな滞納繰越分がここに記載されております。

この分は、二十年度におけるほとんどの額が入ってくるのではないのかなあと、私自身考えておるわけなんですけども、この内容の説明をお願いします。

それと、併せて件数もお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

二十七万九千円、これは十六年度から滞納がありますので、その分ですね。件数が現年度分と言いますのが、二十年度分です。それが四件、その前のやつが七件、合計十一件でございます。

それと、固定資産税につきましても、これが十四年度からあります。二十年度につきましては、十六件、その前につきま

しては、六件の、二十二件でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立

願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第四三号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	—
再	休
開	憩
—	—
午	午
後	後
—	—
一	零
時	時
二	一
八	分
分	—
—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第三、議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入では、国民健康保険税の算定の基となる二十年度所得及び税率の決定による保険税の補正、二十年度決算に伴う繰越額の確定が主なものでございます。

歳出では、老人保健拠出金の精算による減額及び二十年度保険給付費の確定に伴う国庫支出金償還金が主なものでございまして、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千三百二十四万五千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ五億五千二百三十八万五千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開きください。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分四千五百五十七万四千円を減額、二節・介護納付金分現年課税分五百六十六万七千円を増額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分四百八十五万三千円を減額、二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分二百六十二万円を減額、二節・介護納付金分現年課税分十八万五千円を増額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分百九十六万五千円を減額、補正後の国民健康保険税を八千二百二十七千円としております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分二百六十八万六千円を減額し、国庫負担金の額を九千四百七十九万二千円としております。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金百三十五万円を減額し、国庫補助金の額を四千五百二十二万四千円としております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分百五十九万六千円を減額し、補正後の療養給付費交付金の額を一千三百二十三万四千円としております。

第六款・県支出金、二項・県補助金、一目、一節・財政調整交付金五十五万六千円を減額し、県補助金の額を二千八十七万八千円としております。

第九款・繰入金、二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金五百九十六万円を補正し、基金繰入金の額を五百九十六万一千円としております。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金、一節・前年度繰越金五千八百六十三万三千円を増額し、繰越金の額を六千二百六十三万四千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、三目・一般被保険者療養費五百八十七万九千円を増額し、療養諸費の総額を二億八千五百九十一万三千円としております。同じく四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金、十二節・役務費一千円を補正し、補正後の出産育児諸費の額を百六十万一千円としております。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金、十九節、負担金、補助及び交付金一千五百万三千円を減額、同じく二目・老人保健事務費拠出金を一万円減額し、老人保健拠出金の額を三十七万九千円としております。

第五款、一項、一目・後期高齢者支援金を十万五千円補正し、補正後の後期高齢者支援金の額を六千三百四十四万二千円としております。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、一目・一般被保険者償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料二千九十万一千円を増額、二目・退職被保険者等償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料百二十八万五千円を増額、三目・一般被保険者保険税還付金、二十三節・償還金、利子及び割引料十萬八千円を増額、四目・退職被保険者等保険税還付金、二十三節・償還金、利子及び割引料八千円を増額し、補正後の償還金及び還付加算金の額を二千二百三十万六千円としております。

第十三款、一項、一目・予備費を二万九千円減額し、補正後の予備費の額を四百四十四万五千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

浦 議員

五番(浦 英明) 一目の、一節・医療給付費分現年課税分、これの四千百五十七万四千円減額となっております。これは、当初予算が約八千万だったので、約半分ほど減額されておりますが、これはなぜなのかお尋ねします。

議長(横山弘藏) 住民課長

住民課長(中川一也) お答えいたします。

国保の財源につきましては、議員もご存知のように、約五割が国・県支出金、残りを保険料、若しくは一般財源で補うような形になるんですが、当初予算の編成をする場合に、予算編成におきましては歳出見込額に対して、予算編成は一月頃行なうわけですが、その時点での国庫負担金、社保支払基金等のルール分、一般会計繰入金、そういった特定財源を計上いたしました、その差額分を税として予算計上をいたしております。

五月末になりました、前年度の所得が確定した段階で、その頃になりますと、その他の財源についても、国・県、支払基金等の財源につきましても、かなり正確な数字が出てくるものですから、そういったものを新たに積み上げて国保の運営協議会を開催し、その中で必要な税額をお示しして、協議会委員の意見を調整しながら国保税率、均等割・平等割の額を決定いたします。

そういった中で、最終的な税額が決まりますので、その決まった税額で算定し直した税額が、今回の税額でございます。非常に額が大きく変わっておりますが、平成二十年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、国保から相当数の人間が、約四割ぐらい人数が減っていること、それから国保に奥さんが残って、後期高齢者にご主人が異動した場合の、平等割等が半額になるという特例制度がいくつかございまして、そういったことで非常に税の算定の仕方が大きく変わっております、税額も大きく変わっております。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第三款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住 民 課 長

住民課長(中川一也) 議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、過年度国庫負担金の追加交付二十年度決算に伴う繰越金の確定による補正が主なもので、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ五十二万四千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三百五十二万四千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分二百二十一万円を補正し、国庫支出金の

額を二百二十一万一千円としております。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、二節・過年度分六千円を補正し、補正後の県支出金の額を七千円としております。

第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金百六十九万二千円を減額し、補正後の繰越金の額を百三十万三千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料四万四千円を補正し、補正後の償還金の額を四万五千円としております。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金四十八万円を補正し、補正後の一般会計繰出金の額を三百二十七万五千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四五号、平成二十一年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

今回の補正は、二十年度決算に伴う国・県支出金の精算交付、繰越金の額の確定等による収入を一般会計へ繰り出しするというのが主な内容でございます。

第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七百四十四万三千円を

増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ三億五千九百七十三万九千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
六頁をお開きください。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金、二節・過年度分四十三万一千円を増額し、補正後の国庫負担金の額を五千九百三十六万二千円としております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金、二節・過年度分二十九万五千円を増額し、補正後の県負担金を四千九百七十五万九千円としております。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・基金運用収入、一節・利子及び配当金七千円を増額し、補正後の財産運用収入の額を七千円としております。

第十二款、一項・繰越金、一目、一節・前年度繰越金六百七十一万円を増額し、補正後の繰越金の額を七百七十一万円としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十九節一万三千円を補正し、補正後の一項・総務管理費の額を八十九万六千円としております。

第五款・地域支援事業費、二項・包括的支援事業・任意事業費、一目・包括的支援事業、十八節・備品購入費三万円を増額し、補正後の包括的支援事業・任意事業費の額を八百四十八万四千円としております。

第六款、一項、一目・基金積立金は、基金利息を充当する財源振替でございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料は、前年度介護給付実績に伴う国・県、支払基金等への返還金で、五十八万三千円を増額し、補正後の償還金の額を五十八万四千円としております。同じく二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金六百八十一万七千円を増額し、補正後の繰出金の額を六百八十一万八千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

八番（立石隆教） 先ほど、聞き忘れましたので…。

歳出ですね、六款、一項・基金積立金、これが財源の組み替えですが、「その他」っていうのはどういものですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

立石議員

住民課長（中川一也） お答えいたします。

財源は、歳入の八款・財産収入の七千円を今回充てております。

当初予算では、一般財源を七千円充ててたものですから、今回財源を振り替えるということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）について

ご説明いたします。

この度の補正は、二十年度決算に伴う繰越金の計上が主なもので、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十一万一千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ三千九百九万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。四頁をお開きください。

第五款、一項、一目、一節・繰越金二十一万一千円を増額し、補正後の前年度繰越金の額を二十一万二千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十二節・役務費三万六千円を増額、補正後の一項・総務管理費の額を二百二十九万五千円としております。

第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金、十九節・負担金、補助及び交付金は、前年度保険料精算徴収分七万五千円の補正で、補正後の広域連合負担金の額を三千五百八十三万二千円としております。

第三款・諸支出金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金十万円を増額し、補正後の繰出金の額を十万円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

立石議員

八番（立石隆教） 甚だ小さい額で恐縮です。三万六千円手数料と出ておりますが、これは補正前の二百二十五万九千円の中でやりくりできないんですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この手数料は、後期高齢者の窓口業務で使うパソコンプリンターの保守の手数料でございまして、当初は「必要でない」という判断で予算を組んでなかった分でございます。今回必要になったものですから、補正をさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 先ほどの立石議員の言われることに大体似ておりますけれども、繰越金がですね、二十一万一千円歳入で今回上げて、これは合わせられることは結構でございますけれども、これに対して二十一万一千円を歳出の方に振り分けておられますけれども、これは少数な数字ですので、是非とも今回ですね、補正に出さねばならなかったのか、その点についてお伺いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

「繰越金が固まったら速やかに次の議会」という考えが一つございますのと、もう一点は、広域連合の負担金の、これは前年度の二月・三月に七十五歳到達の方の保険税、いわゆる保険料ですけど、保険税と同じような解釈ですけれども、その集めたものは、それが確定した段階で、広域連合の方に送り込まなければいけないということがありますので、予算を計上しないと出すものが出せないということでございますので、直近の議会で補正させていただいたということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をこのように説明いたします。

この度の予算補正は、職員一名減によります人件費の補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ三百八十二万五千円を減額し、

補正後の総額を八千九百九十八万九千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を三百八十一万五千円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を三千三百六十五万六千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節から四節の減額は、人事異動に伴う職員一名の減額分でございます。十九節・負担金、補助及び交付金十一万三千円の増額は、工事積算用資材単価作成業務の負担金の増額に伴うものです。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を四千四百二十八万九千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を四千円減額し、一項・予備費の総額を三十七万六千円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、斑地区の合併浄化槽新規設置に伴う工事請負費の補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二十万円を増額し、補正後の総額を一億七千二百八十九万八千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料、一節・下水道使用料二十万円の増額は、前回補正

予算（一号）以後、笛吹地区、浜津地区、斑地区において新規加入分で増収が見込めますので、計上いたしております。これにより、一項・使用料及び手数料の補正後の総額を二千四十一万九千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等の二千円減額は、住居手当の見直しによるものです。四節・共済費の四万四千円の増額は、負担率の改正によるものです。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を二千二百二十一万一千円といたしました。

二款、一項・施設整備費、四目・合併浄化槽整備費、十二節・役務費の五千円増額は、合併浄化槽設置に伴う申請手数料でございます。十五節・工事請負費の百五万円の増額は、斑地区において集合式で取り込めなかった一戸分の合併浄化槽設置に伴うものでございます。これらにより、一項・施設整備費の補正後の総額を百五万五千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を八十九万七千円減額し、予備費の総額を十八万円といたしております。

以上、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

立石議員

八番（立石隆教） 合併浄化槽で予定しているところの一戸分が計上されておりますが、合併浄化槽でその他予定をしているところはもうありませんか？いくつか残っていますか？その辺伺っておきます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） 一応合併浄化槽の予定というのが、斑地区においてはですね、どうしても地形状本管に取り込めなかったというのが実際三戸あります。そのうちの二戸が、今回上げさせていただいた一戸分でございますけれども、あとの二戸は、一戸がまだはつきり設置をするかどうかの確認がとれておりません。一戸の分がですね、下水道に接続したいという意思はあるんでしょうけれども、この合併浄化槽でした方がいいのか、マンホールポンプで直接、本管に流し込んでいた方がいいのか、そこら辺の工事費用の積算にまだちよつと時間がかかっているのです、そこら辺の検討をして、やるかどうかの確認をしたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、四月一日の人事異動に伴う町職員の人件費と、はまゆうの修繕料が主なものでございます。それでは、補正予算の内容について説明いたします。

第一条は「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二百万円を追加し、補正後の総額を六千二百六十五万五千元にするものです。

予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、説明いたします。

四款、一項、一目・一般会計繰入金において二百万円増額し、補正後の額を一千九百万円としました。

次に、八頁、歳出について説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費は、人事異動に伴い職員が二名とも代わりましたので、給料等を各節のとおり補正し、百八十七万円を増額するものです。二目・はまゆう運航費は、船長の給料表が行政職から海事職に変わったことによるもので、人件費において各節のとおり、職員の給与等を見直すと共に、十一節・需用費において、はまゆうの燃料ポンプを交換する必要が出ましたので、今回予算化し、合わせて九十三万円増額するものです。次に、三目・さいかい運航費においても船長の給与等を見直すと共に、十八節・備品購入費において沿海セットを購入するため、合わせて十二万七千円増額するものです。

三款、一項、一目・予備費では、八十六万四千円を減額し、五十八万五千円としています。

以上、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由の説明をいたしました。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

浦 議員

五番（浦 英明） 先ほど、提案理由の中で説明がありましたけども、『はまゆう』の修繕料については、燃料ポンプの修理だということですけども、これは今度当初予算で右舷のエンジンをオーバーホールしたわけですね、そのときに発見できなかったんでしょうか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） ご説明いたします。

その時点では気づきませんでした。その後、左側エンジンの吹き上がりが悪いということと調べたところ、燃料ポンプの修繕が必要だということが判りました。それで、来年の当初予算まで待てないかということも検討したわけなんですけれども、右側エンジンとの兼ね合いもありまして、今回ですね、早めに組んだ方がいいという判断をしましたので、今回予算に上げております。

以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、平成二十年度決算による前年度繰越金の確定による変更でございます。

歳出では、異動に伴う人件費の変更、特殊外来診療負担金、研修医受入負担金の増額補正、前年度の一般会計繰入金の精算による繰戻し、医療機器リース料の増額補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ一千二百八十万三千円を増額し、補正後の総額を四億二千九百七十四万三千円とするものとございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、五款、一項、一目・繰越金は、前年度分の繰越金が確定しましたので、一千二百八十万三千円増額し、一項・繰越金の補正後の総額を二千二百八十万三千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料七十九万九千円の減額、三節・職員手当等二十二万六千円の減額は、職員の異動によるものとございます。四節・共済費五十六万五千円の増額につきましては、負担率の改定によるものとございます。十九節・負担金、補助及び交付金二百六十七万七千円の増額は、特殊外来で医師派遣していただいている上五島病院と奈良尾病院の医師報酬が引き上げられたのに伴う特殊外来負担金百二十八万七千円の増額と、長崎医療センターからの研修医の受け入れが、当初五名予定しておりましたが、九名に増えたことによる負担金八十八万円の増額計上でございます。二十八節・繰出金は、前年度分の一般会計繰入金の精算繰戻分として一千万円の計上で、一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千四百四十七万七千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十四節・使用料及び賃借料百六万五千円の増額は、肺等に疾患のある患者への在宅酸素濃縮機の貸し出しの増加に伴うものです。これらにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千五十五万三千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を三万一千円増額し、予備費の総額を百五十四万四千円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

立石議員

八番（立石隆教） 一目、十九節でございますが、特殊外来診療負担金のところで、二つの病院から来ていただいている外来の診療についての単価の引上げですね？科目が増えたということではないということですね？というふうにご説明を聞きましたが、その単価の引上げ等については、一方的に言われたままで上げていくようになってるんでしょうか。それとも、そこには話し合いの余地があるんでしょうか。そういうふうなことはどのように対処しておられるのか伺います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） このたびの補正ですけど、平成二十一年四月に県の離島医療圏と県立病院が経営統合いたしました。長崎県病院企業団というのが発足いたしましたしております。その発足と同時に派遣医師の報酬の見直し等がありまして、向こうの方から一応「報酬の改定を行います。」という金額の提示がありまして、うちの方と派遣の委託契約を結ぶということでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その金額の提示はいつなされたんですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 今年の三月末でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 当初予算には間に合わなかったということは解りますが、六月の予算には間に合ったのでありませんか？補正をするとすれば…、と私は思うんですが、何か事情がありますか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 繰越金が一応確定してからの補正ということで、今回上げさせていただいております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 同じ『節』ですけども、研修医の受け入れの負担金のところで、「五名から九名に増えたために、ここで補正をしております。」ということですが、この研修医受け入れについては、こちらから何名というふうにお願ひするん

ですか？それとも、向こうの方からですね、例えば、極端な話ですけど、「三十名で。四十名で。」って言われたら受け入れるんですか？その辺はどのように考えているんですか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） うちの方も受け入れの定数って言いますか、一応宿泊とかの関係もありまして、一月に多くても二名の研修医の受け入れということで、受入態勢は整えている状況でございます。

このたびの、長崎医療センターからの、五名が九名になったということでございますけど、当初予算では五名来る予定でしたけど、長崎医療センターからの研修医につきましては、研修医を受け入れる病院に長崎医療センターから呼び出しがありまして、各病院からのプレゼンを行った後に研修医が各病院を希望するという形をとっております、六月にそのプレゼンがあったわけですけど、その後小値賀診療所を希望した研修医が増えたということでございます。

で、一月につき二人までの研修医を受け入れようということで、今回、長崎医療センターからは九名ということで、一応受け入れたいと思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 全然研修医が来なかった時期もありますので、今の診療所が望まれるということは、やっぱりそれだけ体制的に勉強したいというような態勢がとれているということと、現在の医療スタッフが、そういう方々から注目を受けているというか、そういう状況もあるということも考えられるんですか？

えらい急に倍近く増えたなあと思っただけです。その辺は如何でしょう？

逆にもう一つ考えられるのは、他の受け入れるところが少ないんだから、うちに来たということも考えられますが、それはちよつとマイナスな考え方で、むしろプラス面があったのではないかなあと。であれば、我々もそういう面というのを、もつと推し進めるということも今後の政策として考える必要があるのかなあと思ったりしたものですから、お伺いをしたいと思います。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 今回の九名に増えた理由ですけど、六月に今立先生が医療センターの方にプレゼンに行かれたわけですけど、長崎医療センターでは十九名の研修医がいらっしやいまして、その今立先生のプレゼンを聞かれて、十九名

のうち十三名が小値賀診療所を一応希望しておりまして、今年度は一年目・二年目の研修医を九名受け入れるということでございますけど、今立先生にお伺いしたところ、「他の病院は堅苦しい病院の理念とか、そういったことをしゃべってたようですけど、自分はいろんな楽しいことも、釣りが出来るとか、そういったことも一応しゃべって来ました。」ということ、研修医がそうだったので小値賀を希望したかどうかは判りませんが、十九名中、十三名も小値賀診療所を希望したということ、それなりの魅力があったのではないかと思っております。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―	休憩	午後	二時	二十七分	―
―	再開	午後	二時	二十七分	―

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医業費

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどの説明でちよつと聞きそびれたんですが、この医療機器のリース料で、酸素吸入器ですかね、在宅用ということでしたが、これは何本分ですか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 普通の在宅酸素、医療酸素濃縮機リース料で六名分、それと睡眠時に呼吸が止まります睡眠時無呼吸症の患者さん三名分でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、九月十七日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 二時 三十分 散会 ―